

令和8年度 名護市下水道事業ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託
仕様書

〔一般仕様書〕

第1章 総則

1.1 業務の目的

名護市では、施設の老朽化や人口減少などを起因とする深刻な諸問題に直面している。このような中、国土交通省より「ウォーターPPPの推進について」が通達され、民間活力の更なる導入が要請された。本業務において、前年度に実施した「導入事前検討業務」の結果を基に詳細な業務範囲を設定し、民間事業者への参入意向調査を支援・整理し、官民連携事業の導入効果を評価します。さらに、適切な事業スキーム等を検討することで、管理・更新を一体的にマネジメントする官民連携方式の導入可能性を調査することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って、名護市の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表
(ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.9 管理技術者・照査技術者及び担当技術者

(1) 受注者は、管理技術者および技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））またはRCCM（下水道部門）の資格保有者で、主要な設計協議に出席し、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。

(3) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）または上下水道部門（下水道））またはRCCM（下水道部門）の資格を有するものとし、業務の全般にわたり照査を実施し提出図書に誤りが無いように努めなければならない。なお、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

(4) 担当技術は、資格要件なし。ただし、下水道事業関連業務に関して、10年以上の実務経験を有する者を1名以上配置すること。

(5) 管理技術者、照査技術者、担当技術者のうち1名は、発注者との密な連絡体制を構築するため、沖縄県内の事務所等に常駐するものでなければならない。

(6) 配置技術者は、本業務の受注者と直接的な雇用関係があること。なお、「直接的な雇用関係」とは、本業務契約締結時において、雇用関係があることをいう。

(7) 「直接的な雇用関係」を証明する資料（健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの）を、着手届と共に提示しなければならない。

(8) 管理技術者として直近5か年（令和3年度以降）において、次に掲げる同種業務について実績を有すること。

- 1) 下水道事業におけるウォーターPPP導入事前検討または、導入可能性調査
PFI導入可能性調査の事前検討業務

1.10 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

(1) 受注者は、成果品完成後に名護市の審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、名護市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかがしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.14 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、名護市、受注者協議の上、これを定める。

令和8年度 名護市下水道事業ウォーターPPP導入可能性調査業務委託
特記仕様書

〔特記仕様書〕

1. 業務の目的

名護市では、施設の老朽化に伴い計画的な改築更新が求められている中、人口減少による使用料収入の減少や職員の減少による執行体制の脆弱化等、下水道事業の持続性の確保が喫緊の課題となっている。また、昨今の気候変動による内水被害等の防災対策等も急務となっている。このような中、国土交通省より「ウォーターPPPの推進について」が通達され、民間活力の更なる導入が要請された。本業務は、前年度に実施した「導入事前検討業務」を踏まえ、本市におけるウォーターPPPが求める官民連携方式に向けてスキームや事業費、民間事業者への参入意向調査を支援・整理、スケジュール等を整理し、導入可能性を調査することを目的とする。

2. 業務の対象

1) 対象範囲

- (1) 公共下水道（名護処理区） 1,220ha
- (2) 特定環境保全公共下水道（喜瀬・幸喜処理区） 22ha

2) 対象施設

- (1) 下水道管路施設 污水管渠延長 約 163.6Km
雨水管渠延長 約 17.1Km
- (2) 污水ポンプ施設
 - ①名座喜原中継ポンプ場 7.54 m³/分
 - ②港中継ポンプ場 8.1 m³/分
- (3) 終末処理場
 - ①名護下水処理場 標準活性汚泥法 20,100 m³/日
 - ②喜瀬処理場 長時間エアレーション法 740 m³/日
- (4) マンホール形式ポンプ場 17箇所

3. 業務の内容

(1) 計画準備

本業務の作業手順を明確化し、適正な業務計画書を作成して市監督員の承認を得る。

(2) 基礎資料の収集・整理

基礎資料となる下水道ビジョン、下水道全体計画、下水道事業計画、ストックマネジメント計画、下水道管路台帳、下水道総合地震対策計画基礎資料、汚水処理施設整備構

想、市マスタープラン等を収集し、整理する。

(3) 現状分析と課題の抽出

前年度に実施した「導入事前検討業務」にて把握した現状分析結果を詳細に分析し、今後の人口減少や施設の健全度、管理体制の現状における問題点等を念頭に置いて課題を整理する。課題を抽出する際には「個別検討シート」を用いて基本事項や将来見込みを含めて現状を評価し、課題の重要度や解決に向けた対応時期等を関係部局等にヒアリングを実施して検討する。

(4) 対応方策と業務分類の検討・整理

前項にて抽出された個々の課題を整理して「課題一覧表」を作成する。一覧表にまとめることによって、全体の中で個々の課題の重要度と対応時期を再整理する。また、「課題一覧表」にて再整理した個々の課題に対して、対応策案やその対応策がPPP/PFI手法にて実現可能なかを定性的に判断する。

(5) 対応策整理表の作成・PPP/PFI手法の選択

前項で整理・作成した「課題一覧表」の中でPPP/PFI手法にて実現可能と判断した課題について、具体的な対応策を検討し、「対応策整理表」としてとりまとめる。さらにPPP/PFI手法の候補を2~3程度に選定するとともに各手法の組合せについても検討する。

(6) PPP/PFI手法の事業スキームの検討・選定

選択された複数のPPP/PFI手法について、業務範囲や対象とする施設、事業期間、簡易なVFM検討を実施して「スキーム概要整理表」を作成する。対象とする業務を整理する際には、既存の事業計画や関連計画と調整を図る。尚、ウォーターPPPを見据えて、業務範囲には管路施設を含むこととし、事業期間は10年間を原則とする。VFMを検討する際には、従来の発注方式とPPP/PFI手法にて発注された場合を比較し、VFMの観点から比較し、事業の効率性を確認する。

また、設定したスキームに優劣をつけて総合的に評価し、これらの検討結果をPPP/PFI手法比較表に整理し選定する。

(7) リスク分担の検討

過去の対象施設における故障履歴や修繕履歴、緊急時対応におけるリスク等を整理し、生じる現場管理における事故、住民対応、物価変動等のリスクを洗い出し、想定されたリスクを個別に検討し、リスクの分担を明確化する。

(8) 民間事業者の参入意向調査

複数の関連する民間事業者に対して、本事業の趣旨、内容、時期、リスク等の条件を提示し、本事業に対する関心や、参入する上での条件等をヒアリングする。この時、ヒアリングした内容に応じて、リスクを含めた事業スキームの修正も検討する。また、地元企業の

状況や、民間事業者の選定方法（参画方法）についても検討する。

ヒアリング手法及びヒアリング回数については、発注者と協議を経て決定する。

アンケートによるヒアリング手法を選定した場合、受注者はアンケート案を作成をするものとする。また、より詳細に民間事業者の移行を確認する必要があると判断し、説明会、意見交換会、個別ヒアリングを実施する場合は、本調査活動に係る資料作成及び調査結果の整理を行うものとする。

（9）事業者特定のプロセスの検討

PPP/PFI手法を採用した時の民間事業者の選定方法や、事業を開始するまでに必要となるプロセスを詳細に検討し、今後のスケジュール案を作成する。尚、発注支援業務は本業務には含まない。

（10）モニタリング体制・方法の検討

事業が開始された後、維持管理や修繕対応等が発注時に要求した内容に沿って行われているのか確認するモニタリング手法を検討する。

（11）報告書作成

上記までに検討した成果を報告書としてとりまとめるとともに、Microsoft PowerPoint を活用した説明資料と概要版を作成する。

（12）照査

各作業項目における方針の確定・確認並びに作業内容の照査を行う。

（13）協議

打合せ協議は業務着手時、完了時の他に中間に3回行うこととする。

4. 成果品

成果品は以下について、市監督員の承認を得たうえで提出する。

図書名	提出部数
(1) 計画概要書（概要版含む）	3部
(2) 協議用資料	2部
(3) 電子データ（電子媒体 CD-R）	1式

※なお、本業務の受託者は、今後発注される官民連携事業における事業者となることを妨げるものではないものとする。

※本業務調査結果等は開示資料（特許等に関わるもの以外）として提供を予定とする。

5.参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 下水道事業の手引き (日本水道新聞社)
- (2) 下水道計画の手引き (全国建設研修センター)
- (3) 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル (国土交通省)
- (4) 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説 (日本下水道協会)
- (5) 下水道施設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会)
- (6) 下水道維持管理指針 (日本下水道協会)
- (7) 小規模下水道施設マネジメント指針と解説 (日本下水道協会)
- (8) 下水道事業コスト構造改善プログラム (国土交通省)
- (9) 下水道事業における費用効果分析マニュアル (案) (日本下水道協会)
- (10) 下水道汚泥広域利活用検討マニュアル (日本下水道協会)
- (11) 新都市計画の手続 (都市計画協会)
- (12) 下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン (案) (国土交通省)
- (13) 下水道未普及解消のための事業推進マニュアル (案) (国土交通省)
- (14) 下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン (案) (国土交通省)
- (15) 地方公共団体におけるピュア型 CM 方式活用ガイドライン (国土交通省)
- (16) 民間資金等活用事業推進室 (PFI 推進室)
「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」
「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」
「VFM(VaLUE For Money)に関するガイドライン」
「契約に関するガイドライン PFI 事業実施契約における留意事項について」
「モニタリングに関するガイドライン」